平成２４年（フ）第２７２３号
横浜市中区松影町３丁目９番地９　いちょう館413号室
債務者　下屋敷春男
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３２９号
東京都青梅市河辺町５丁目２番地の５アルカディア河辺103
債務者　櫻澤剛太郎
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５８２号
静岡県浜松市東区有玉南町1730番地　エムズドリームⅠ303
債務者　辻田　惠美
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５８５号
静岡県浜松市浜北区於呂4065番地の１
債務者　大畑恵美子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２３２２号
札幌市西区発寒13条３丁目７番28号
破産者　有限会社ファーストワンフーズ
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９６号
埼玉県狭山市下奥富808番地の４
破産者　株式会社狭山ハウスプラン
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５１７号
埼玉県富士見市大字南畑新田86番地10
破産者　株式会社ロックオンパワーズ
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第９３号
岐阜県中津川市付知町6964番地の２
破産者　有限会社東建
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第４２８号
静岡県富士宮市小泉1719番地の６
破産者　株式会社スリーエスエンジニア
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６３４号
名古屋市中村区椿町16番４号
破産者　株式会社シャイニックス
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３７１７号
大阪市福島区野田１丁目１番86号大阪市中央卸売市場本場内
破産者　株式会社川口商店
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０４号
岡山県瀬戸内市長船町西須恵599番地２
破産者　北谷　定義
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３６１号
金沢市西念４丁目３番15号
破産者　有限会社れいむズ
1　決定年月日　平成24年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第７７３号
静岡県磐田市南平松10番地の１
破産者　豊洋クロステック株式会社
1　決定年月日　平成24年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５１号
鳥取県境港市西工業団地60番地
破産者　株式会社ホクソー
1　決定年月日　平成24年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第８００号
岡山市南区当新田458番地１
破産者　株式会社スリーブレッシング
1　決定年月日　平成24年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８０１号
岡山市南区当新田458番地１
破産者　有限会社ユーシン
1　決定年月日　平成24年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８０２号
岡山市南区藤田1094番地２、開始決定時の住所岡山県赤磐市桜が丘西７丁目10―３
破産者　張　　晶訓
1　決定年月日　平成24年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４９号
鹿児島県鹿児島市伊敷５丁目30番１号
破産者　マルトミ工業株式会社
1　決定年月日　平成24年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第４２６号
愛知県一宮市八幡４丁目１番97―204号　シャルマンコーポ一宮
破産者　樋口　好文
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部